

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立啓明小学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

啓明小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童生徒だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

本校においても、「啓明小学校いじめ防止基本方針」を基に教職員がいじめに対する理解を深め、いじめ対策組織を中心とした組織的対応を進めるとともに、「いじめをしない・させない・許さない」意識の醸成を図ってきました。また、対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置したり、「報告窓口」や「集約担当」を配置したりするなど、より実効的ないじめ問題の解決に努めているところです。

啓明小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

本校の学校いじめ対策組織は、校長、教頭、生徒指導部長（主幹教諭）、学年代表、養護教諭の他、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家が構成員です。

本対策組織は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、年間計画を作成するとともに、計画した活動の充実を図り、未然防止や早期発見・早期解決を行っていきます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

本校では、「学校いじめ防止プログラム」を作成して、年間を通していじめ防止の取組を行っています。

毎月の学校いじめ対策組織会議をはじめ、9年間の人権プログラムに基づいた思いやりの心を育む教育活動や定期的なストレスチェックによる児童の困り間の把握に努めます。また、CAP あさひかわによる人権教育プログラムや情報モラル教育等に係る学習の充実を図るとともに、児童との教育相談、保護者面談、いじめアンケート調査、学校評価（児童・保護者）等の活動をとおして、いじめの見逃しのない学校を目指します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。令和8年度の啓明小学校のいじめ対策組織担当は、生徒指導部長（主幹教諭）です。

連絡先 0166-31-4195（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもSOS電話相談 (こども・女性・若者未来部 こども安心課)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
		sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
旭川地方法務局(子どもの人権110番)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部(少年相談110番)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30

旭川市教育委員会のHPで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会
ホームページ

